

令和3年議案第100号

令和3年度江南市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度江南市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ756,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,309,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,022,488	千円 756,582	千円 5,779,070
	2 国庫補助金	1,035,478	756,582	1,792,060
歳入合計		32,553,263	756,582	33,309,845

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 13,565,862	千円 756,582	千円 14,322,444
	2 児 童 福 祉 費	5,563,572	756,582	6,320,154
歳 出 合 計		32,553,263	756,582	33,309,845

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 5,022,488	千円 756,582	千円 5,779,070
歳入合計	32,553,263	756,582	33,309,845

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 13,565,862	千円 756,582	千円 14,322,444
歳出合計	32,553,263	756,582	33,309,845

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 756,582	千円	千円	千円
756,582			

2 歳 入

15款 国庫支出金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
15		国庫支出金	5,022,488	756,582	5,779,070
	2	国庫補助金	1,035,478	756,582	1,792,060
		2 民生費国庫補助金	243,705	756,582	1,000,287
		計	32,553,263	756,582	33,309,845

[単位：千円]

節		説	明
区	分		
2	児 童 福 祉 費 補 助 金	756,582	[こども政策課] 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 $747,550,000円 \times 10/10$ 747,550 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 $9,032,000円 \times 10/10$ 9,032

3 歳 出

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,471,816	756,582	3,228,398	756,582				1報 酬	405
								3職 員 手当等	359
								4共 済 費	67
								8旅 費	6
								10需 用 費	899
								11役 務 費	2,610
								12委 託 料	4,686
18負担金、 補助及び 交付金	747,550								
計	5,563,572	756,582	6,320,154	756,582					

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
[子育て世帯等臨時特別支援事業]	756,582		
・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業			
1 報酬	405	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
会計年度任用職員			
3 職員手当等	359		〈特定財源〉
時間外勤務手当		国	747,550千円 747,550,000円×10/10
4 共済費	67	国	9,032千円 9,032,000円×10/10
社会保険料			
8 旅費	6	目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
費用弁償		内容	子育て世帯の支援
10 需用費	899		子育て世帯への臨時特別給付金の支給
消耗品費	108		
一般事業用			
印刷製本費	791		
一般事業用			
11 役務費	2,610		
郵便料	1,580		
口座振込手数料	1,030		
12 委託料	4,686		
システム構築委託料			
18 負担金、補助及び交付金	747,550		
子育て世帯への臨時特別給付金			

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。

2 事業内容

○ 対象児童

- ① 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童(原則申請不要)
- ② 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)(原則要申請)
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童のうち児童手当(本則給付)の支給対象児童(①に該当する児童を除く。)(原則要申請)

○ 支給額

- ・ 児童1人当たり 50,000円

○ 支給時期

- ・ 12月下旬(公務員を除く①の対象者)
- ・ 申請受付後、順次支給(①のうち公務員、②、③の対象者)

3 事業費

756,582 千円

給付金 747,550 千円(50,000円×14,951人)

事務費 9,032 千円

〈特定財源〉

国庫支出金 756,582 千円

※ 児童手当支給の判定基準である所得の範囲については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者(主たる生計者)の所得のみで判定することとされています。

(参考:本則給付の基準は夫婦子2人(扶養親族数3人)の場合で年収960万円未満)